

平成 27 年 4 月 17 日

各 位

株式会社 みなと銀行

みなと売掛債権担保ローン「パートナーシップ」の取扱開始について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、平成 27 年 4 月 1 日（水）よりツールバグループホールディングス 株式会社（東京都千代田区）が提供する売掛金モニタリングサービスを活用した みなと売掛債権担保ローン「パートナーシップ」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

本商品は、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の一形態である動産・債権担保融資（Asset Based Lending、以下 ABL）の商品構成を拡充するもので、中小企業等のお客さまには、新たな資金調達手段の一つとしてご利用頂くことが可能となります。

みなと銀行は、今後も地域のみなさまへの円滑な資金供給を通じて、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

記

1. 商品概要

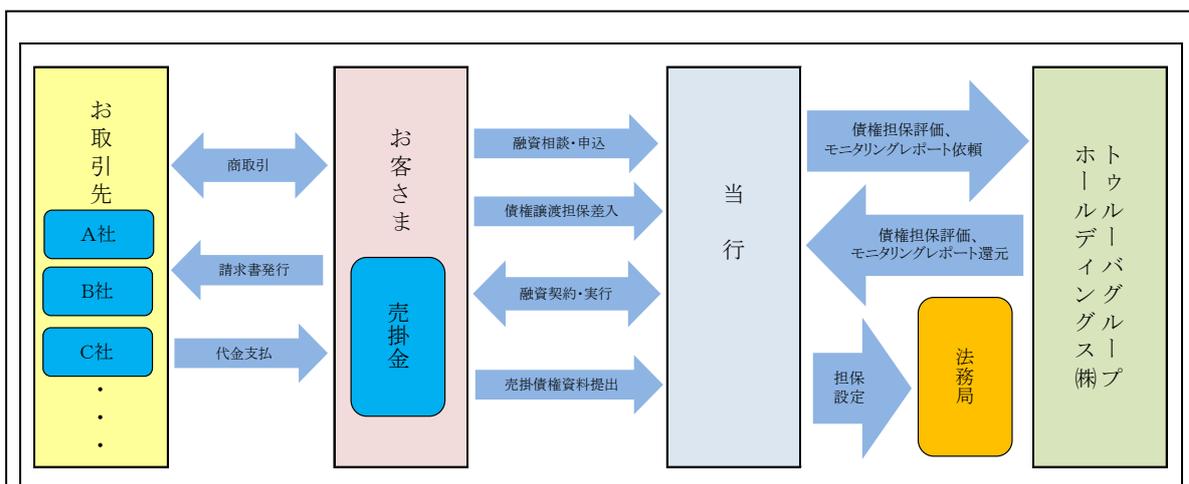
商品名	みなと売掛債権担保ローン「パートナーシップ」
(1) 対象先	法人形態で売掛先が 15 先以上あるお客さま
(2) お借入形態	当座貸越
(3) 資金用途	運転資金
(4) お借入金額	3,000 万円以上
(5) ご返済方法	期日一括返済（随時返済）
(6) お借入期間	1 年以内
(7) お借入利率	個別に設定させていただきます
(8) 担保	当行を売掛債権担保権者とする債権譲渡登記を行います

* 手数料など、その他お取引条件は各営業店にお問い合わせ下さい。

2. ABLとは

企業が保有する在庫（原材料、商品等）や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を担保とする融資手法の一種で、通常の営業活動において保有している商品在庫や売掛金等を活用することで資金調達が可能となります。

3. みなと売掛債権担保ローン「パートナーシップ」のスキーム図



◆トウルーバグループホールディングス(株)が、お客さまの預金口座の入金実績等をもとに、独自の評価手法により売掛金の評価額を一括して算出

以上

本件に関するお問い合わせ先
 企画部 広報室 藤井 TEL:078-333-3247